

物価高騰対応支援金の申請等に係るQ&A

番号	問合せ内容	回答
1	支援金の目的を教えてください。	コロナ禍において電気・ガス料金等の物価高騰の影響を受けている事業所等の負担を軽減し、利用者へ安定的なサービスの提供ができるよう、当該事業者に対し物価高騰対応支援金を支給します。
2	支援金の支給対象・支援金額を教えてください。	支援金の支給対象となる施設（事業所）及び支援金額については、ホームページに掲載していますのでご確認をお願いします。 →こちらをクリックしてください
3	支援金の積算について教えてください。	支援金の額は、消費者物価指数の物価上昇を考慮し、事業種別ごとに算定しています。
4	介護サービス（または障害福祉サービス）を複数運営しています。それぞれのサービスで支援金がもらえますか。	複数のサービスを提供している場合は、それぞれの支給額を合算した額となります。
5	申請したいのですが、どうしたらいいですか。	申請書等の書類については、本市から支給対象となる法人宛に郵送でお知らせさせていただきます。 支給金額については「内訳書」に事業所毎の明細を記載していますのでご確認いただき、振込先口座を記入の上、同封している返信用封筒で返送してください。 <申請書提出期限> 令和5年2月20日（月） 当日消印有効
6	オンラインやメール、FAXでの申請はできますか。	オンラインやメール、FAXでの受付はできません。 郵送していただけるよう、お願いします。
7	支給対象の事業をしているのですが、申請書が届いていません。どうすればいいですか。	確認させていただきますのでご連絡ください。 高齢者施設等に関する問合せ 072-340-1296 障害者施設等に関する問合せ 072-340-1633
8	送付してもらった申請書がない（紛失した）場合、どうすればいいですか。	再発行しますのでご連絡ください。 高齢者施設等に関する問合せ 072-340-1296 障害者施設等に関する問合せ 072-340-1633 ※ただし、申請書提出期限（令和5年2月20日（月））間近の対応については、困難な場合もありますので、あらかじめご了承ください。
9	介護サービスと障害サービスを行っていますが、どちらかの申請書を提出するだけで両方とも対応してもらえますか。	それぞれで申請していただく必要があります。
10	令和4年10月2日以降に開設した事業所や事業は対象になりますか。	令和4年10月2日以降に新規開設した事業所や事業は、支援金の対象外となります。
11	令和4年10月1日時点で休止している事業がありますが、対象となりますか。	令和4年10月1日時点で休止している事業は、支援金の対象外となります。

物価高騰対応支援金の申請等に係るQ&A

番号	問合せ内容	回答
12	現在、休止（廃止）している事業は支給対象となりますか。	申請日時点において休止又は廃止している事業は支援金の対象外となります。
13	申請者名は事業所の管理者でもいいですか。	本事業は、事業所単位ではなく法人単位での申請となりますので、申請者名は貴法人の代表者名をご記入してください。
14	事業所ごとに振込口座を分けてもらえないでしょうか。	申し訳ございませんが、複数の事業所を運営している法人であっても1法人につき1口座での申請となっているため、振込先口座を分けて対応することはできません。
15	振込口座は、事業所名義でも問題はありませんか。	本事業は、法人での申請となっていますので、法人口座で申請してください。
16	堺市（会計室）に登録している口座の場合でも振込口座の記入が必要ですか。	記入をお願いします。
17	いつ支給（振込）されますか。	申請書を受理してから、概ね1か月程度での支給となります。
18	支給決定や支給日の通知はありますか。	支給日の通知はありません。お手数をおかけしますが、通帳記入等の方法で振込の確認をしていただきますようお願いいたします。 また、支給金の支払いをもって支給決定とさせていただきます。
19	申請の手続きを忘れていました。申請締切日（令和5年2月20日）以降ですが申請できますか。	締切日以降の申請はできません。
20	来年度も実施予定はありますか。	本事業は国の「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を活用し実施しており、現在のところ来年度は予定していません。